

クラウドプリペイド利用約款

第1条（約款の適用）

1. このクラウドプリペイド利用約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「さくらのクラウドサービス」及びそのオプションサービスに適用されるサービス別約款「さくらのクラウドサービス約款」における利用料金の支払の規定の特約です。
2. 本プリペイド（第2条第1項に定めます。）の利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び「さくらのクラウドサービス約款」を遵守しなければなりません。基本約款及び「さくらのクラウドサービス約款」は、本約款とともに本プリペイドに適用されます。
3. 本約款は、本プリペイドの利用において、基本約款及び「さくらのクラウドサービス約款」に優先して適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 「クラウドプリペイド」（以下、「本プリペイド」といいます。）とは、「さくらのクラウドサービス」及びそのオプションサービスのうちサービスサイトで指定するもの（以下、総称して「本サービス」といいます。）の利用料金の支払に利用することができる支払手段であり、利用者たる法人が本サービスを利用する場合に使うことができるものをいいます。
2. 「会員 ID」とは、当社サービスを利用する際に付与される識別子をいいます。
3. 「クラウドサービスアカウント」（以下、「アカウント」といいます。）とは、本サービスのコントロールパネルにログインするための権利をいいます。
4. 「プリペイド ID」とは、本プリペイドを利用するための識別子をいい、本サービスのコントロールパネルに本プリペイドを登録する際に入力するものをいいます。

第3条（利用者の資格）

1. 本プリペイドは、法人が、本サービスの利用料金の支払にのみ利用できるものとし、これに該当しない者が利用することはできません。

第4条（本プリペイドの購入申込み及び発行）

1. 本プリペイドの販売は、当社又は本プリペイドの第三者への販売に関し当社と契約を締結した者（以下、「販売会社」といいます。）を通じてのみ行われるものとします。
2. 本プリペイドの購入申込みは、当社又は販売会社所定の方法により行われるものとします。
3. 前項の申込みに対し、対価の支払われたことが当社又は販売会社により確認されたこ

とを条件に、当社又は販売会社は、利用者に対し、プリペイド ID を通知することにより（以下、通知を発した日を「発行日」といいます。）、本プリペイドを発行します。

4. 利用者が、本プリペイドを販売会社より購入する場合、本プリペイドを利用するためには会員 ID 及びアカウントが必要となります。

第5条（本プリペイドの価格）

1. 本プリペイドの価格は、注文書、サービスサイト又は販売会社のウェブサイト等で別途定めるものとします。

第6条（本プリペイドの支払方法）

1. 利用者は、前条の対価を当社又は販売会社が別途指定する日までに、当社若しくは販売会社が指定した方法又は利用者が選択した方法により支払うものとします。なお、振込みにかかる手数料は利用者の負担とします。

第7条（本プリペイドの利用）

1. 本プリペイドは、以下のいずれかの方法により利用することができます。
 - (1) 注文書による購入申込みを行った場合、利用者が、コントロールパネル上で1つのアカウントに対応するプリペイド ID を入力して登録すること
 - (2) コントロールパネル上での購入申込みを行った場合、利用者が、コントロールパネル上で、購入申込み時と同じアカウントを選択し、本プリペイドを有効化すること
2. 各プリペイド ID に紐付く本プリペイドには利用可能金額が予め定められており、利用者はアカウントごとの本プリペイドの合計利用可能金額の残高をコントロールパネル上で確認できます。
3. 1つのプリペイド ID は、会員 ID に紐づくアカウントのうち1つのアカウントでのみ登録し、利用することができ、複数のアカウントに重複して登録して利用することはできないものとします。本プリペイドを登録したアカウントを削除した場合であっても、他のアカウントに同一の本プリペイドを再度登録することはできないものとします。
4. 本プリペイドの利用可能金額は、毎月末に本サービスの当月の利用料金の支払に自動的に適用され、利用者において任意に支払方法を選択することはできません。
5. 利用者が、本プリペイドの他、当社が無償で発行する本サービスの利用料金の支払に利用できるクーポン（以下、「クーポン」といいます。）を登録していた場合、クーポンが本プリペイドに優先して当月の本サービスの利用料金の支払いに適用されます。

第8条（禁止事項）

1. 利用者は、いかなる場合も当社の事前の同意なく本プリペイドを第三者に譲渡し又は第三者と共有することはできません。

2. 利用者が、本プリペイドの利用可能金額を超えて本サービスを利用した場合、当社は、当該利用分につき、利用者に対し、その時点においてサービスサイトにて定められている本サービスの利用料金に基づき計算した額を請求することができるものとします。なお、本プリペイドを販売会社より購入した場合には、利用者は、本プリペイドの利用可能金額を超えて本サービスを利用することはできません。
3. 利用者は、基本約款に定める禁止事項に加えて、次の各号に該当する行為を行うことはできません。
 - (1) 本プリペイドを不正な方法により取得し、又は不正な方法により取得したことを知って、利用し又は利用しようとする行為
 - (2) 本プリペイドにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 当社の本プリペイドの提供を妨害する、又は妨害するおそれのある行為

第9条（プリペイド ID 等の管理）

1. 利用者は、発行された会員 ID、アカウント及びプリペイド ID を自己の責任において管理するものとし、当社は、会員 ID、アカウント及びプリペイド ID の盗難、不正利用、紛失等に関して一切責任を負わないものとします。

第10条（問合せ）

1. 利用者は、本プリペイドを販売会社より購入した場合には本プリペイドに関する問合せを販売会社に行うものとします。当社から直接本プリペイドを購入した利用者については、当社に対し問合せを行うものとします。

第11条（払戻し）

1. 当社は、本プリペイドの購入金額又は残高について、現金での払戻し又は換金には一切応じません。ただし、さくらのクラウドサービス約款に定める「さくらのクラウド品質保証（SLA）」による返金又は減額はこの限りではありません。

第12条（利用期限）

1. 本プリペイドは、発行日から1年以内に、プリペイド ID をコントロールパネルに入力し、又は本プリペイドをコントロールパネル上で有効化しなければ失効するものとします。
2. 本プリペイドの利用期限は、プリペイド ID をコントロールパネルに入力し、又は本プリペイドをコントロールパネル上で有効化してから1年間とし、同期限を過ぎた本プリペイドは失効するものとします。
3. 利用者が本約款及び利用者に適用される他の当社約款に違反した場合、又は利用者の行為が不適切であると当社が判断した場合、本プリペイドは失効するものとします。

4. 前三項により本プリペイドが失効した場合、当社は本プリペイドの払戻しには一切応じず、また、利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第13条（取扱いの中断）

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本プリペイドの取扱いを中断することがあります。
 - (1) 電気通信設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - (2) 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - (3) 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
 - (4) 公的機関等による命令、処分、要請等があった場合
 - (5) 第三者の行為（不作為を含みます。）により電気通信設備等に支障が生じ、又はそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
2. 当社又は販売会社は、前項に基づき本プリペイドの取扱いを中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本プリペイドの取扱いを中断する場合に当該中断により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第14条（約款の変更）

1. 当社は、本プリペイドの取扱いの変更、改良及び終了等により、本約款の変更を行うことができるものとします。本約款の変更をする場合は、その7日前までにサービスサイト若しくは販売会社のウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信その他の当社若しくは販売会社が合理的に決定する適切な方法により利用者に通知するものとします。利用者は、本約款の変更が行われたあとに本プリペイドを利用することにより、変更後の本約款の内容を承諾したものとみなされ、この場合、利用者が本約款の変更時に既に保有している本プリペイドにも、変更後の本約款が適用されます。

第15条（取扱いの廃止）

1. 当社は、業務の都合によりやむを得ず本プリペイドの取扱いを廃止することがあります。その際は、当社又は販売会社より廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。ただし、公的機関等による命令、処分、要請等により直ちに本プリペイドの利用者への提供を廃止する必要が生じたときと当社が判断したときは、利用者に通知を行うことなく直ちに廃止を行う場合があります。
2. 前項に基づき本プリペイドの提供を廃止する場合、本プリペイドの利用可能金額が残存していた場合であっても、払戻し又は換金には一切応じないものとし、当該廃止によ

り利用者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、平成29年7月6日から適用されたクラウドプリペイド利用規約を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年10月15日より適用されます。